

# 上場インデックスファンド 海外債券(FTSE WGBI)毎月分配型

愛称:上場外債

追加型投信／海外／債券／ETF／インデックス型

- 本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。
- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。
- 本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

- ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

**委託会社** [ファンドの運用の指図を行なう者]

アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号  
ホームページ アドレス [www.amova-am.com](http://www.amova-am.com)  
コールセンター 電話番号 0120-25-1404  
(午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

**受託会社** [ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

野村信託銀行株式会社

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和 26 年法律第 198 号）に基づき事前に投資者（受益者）の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法（平成 18 年法律第 108 号）に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配型」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第 5 条の規定により有価証券届出書を 2025 年 10 月 10 日に関東財務局長に提出しており、2025 年 10 月 11 日にその効力が発生しております。

| 商品分類    |        |                   |       |         | 属性区分                         |                |                 |              |       |                                                      |
|---------|--------|-------------------|-------|---------|------------------------------|----------------|-----------------|--------------|-------|------------------------------------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 独立区分  | 補足分類    | 投資対象資産                       | 決算頻度           | 投資対象地域          | 投資形態         | 為替ヘッジ | 対象インデックス                                             |
| 追加型     | 海外     | 債券                | E T F | インデックス型 | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 公債)) | 年 12 回<br>(毎月) | グローバル<br>(除く日本) | ファンド・オブ・ファンズ | なし    | その他<br>(FTSE世界国債<br>インデックス<br>(除く日本、ヘッジなし・<br>円ベース)) |

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
 ※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

＜委託会社の情報＞

|                              |                      |
|------------------------------|----------------------|
| 委 託 会 社 名                    | アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社 |
| 設 立 年 月 日                    | 1959 年 12 月 1 日      |
| 資 本 金                        | 173 億 6,304 万円       |
| 運用する投資信託財産の<br>合 計 純 資 産 総 額 | 31 兆 7,676 億円        |
| (2025 年 7 月末現在)              |                      |

2025 年 9 月 1 日付で、日興アセットマネジメント株式会社から  
 「アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社」へ社名変更しました。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

当ファンドは、主として別に定める投資信託証券の一部またはすべてに投資を行ない、信託財産の1口あたりの純資産額の変動率をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざして運用を行ないます。

※FTSE世界国債インデックス（除く日本）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。

$$\text{FTSE世界国債インデックス} = \frac{\text{算出時の時価総額}}{\text{基準時の時価総額}} \times 100$$

「FTSE世界国債インデックス」の著作権などについて

「上場インデックスファンド海外債券（FTSE WGBI）毎月分配型」はアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社により開発されております。またロンドン証券取引所グループ各社（以下「LSEグループ」）によって出資、保証、販売または販売促進されるものではありません。FTSE RussellはLSEグループ会社の商号です。

FTSE世界国債インデックスのすべての権利はインデックス保有者であるLSEグループに帰属します。

「FTSE®」、「FTSE Russell®」はLSEグループ会社の商標であり、ライセンスを保有するLSEグループ会社によって使用されています。

FTSE世界国債インデックスはFTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはその代理人によって計算されています。LSEグループのいかなる当事者も

(a) 指数における誤りについて（過失の有無を問わず）何人にも責任を負いません。

(b) FTSE世界国債インデックスの投資、マーケティングまたは取引に関する義務または責任を何ら負うものではありません。

LSEグループはFTSE世界国債インデックスを使用した結果や、アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社により使用されるあらゆる特定目的へのそれらの適合性についていかなる要求、予測、補償、表明も行ないません。

## ファンドの特色

- 当ファンドは、契約型の投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる仕組みが採り入れられています。

**受益権を東京証券取引所に上場しており、取引時間中であればいつでも売買が可能です。**

- ・売買単位は10口単位です。（有価証券届出書提出日現在）
  - ・売買手数料は、取扱会社が定めるものによります。
  - ・取引方法は原則として株式と同様です。
- ※詳しくは、取扱会社へお問い合わせください。

- 投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。

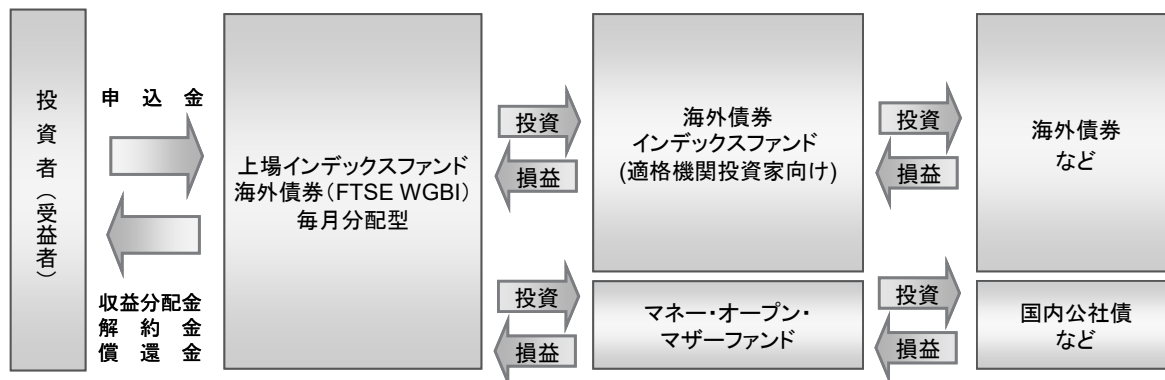
### <海外債券インデックスファンド（適格機関投資家向け）>

主として、世界各国の債券に投資し、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の動きに連動する投資成果をめざして運用を行ないます。

### <マネー・オープン・マザーファンド>

公社債への投資により、安定した収益の確保をめざして安定運用を行ないます。

## 《ファンドの仕組み》



### 主な投資制限

- ・投資信託証券、短期社債等、コマーシャル・ペーパーおよび指定金銭信託以外の有価証券への直接投資は行ないません。
- ・外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

### 分配方針

- ・信託財産から生ずる配当等収益などから諸経費などを控除後、全額分配することを原則とします。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

# 投資リスク

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴います。お申込みの際は、当ファンドのリスクを十分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様は投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者（受益者）の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に債券を実質的な投資対象としますので、債券の価格の下落や、債券の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

投資対象とする投資信託証券の主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- ・ 公社債は、金利変動により価格が変動するリスクがあります。一般に金利が上昇した場合には価格は下落し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。ただし、その価格変動幅は、残存期間やクーポンレートなどの発行条件などにより債券ごとに異なります。

### 流動性リスク

- ・ 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。

### 信用リスク

- ・ 公社債および短期金融資産の発行体にデフォルト（債務不履行）が生じた場合またはそれが予想される場合には、公社債および短期金融資産の価格が下落（価格がゼロになることもあります。）し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、実際にデフォルトが生じた場合、投資した資金が回収できないリスクが高い確率で発生します。

### 為替変動リスク

- ・ 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 有価証券の貸付などにおけるリスク

- ・ 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク（取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク）を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

#### <FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）と基準価額の主な乖離要因>

当ファンドは、基準価額の変動率をFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の変動率に一致させることをめざしますが、当ファンドおよび投資対象とする投資信託証券には、次のような要因があるため、同指数と一致した推移をすることをお約束できるものではありません。

- ・ 資金の流入から実際に投資信託証券を買い付けるタイミングのずれの発生。
- ・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄以外の銘柄に投資をすることがあること、FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄の変更や構成比率の変更などによってポートフォリオの調整が行なわれる場合、個別銘柄の売買などにあたりマーケット・インパクトを受ける可能性があること、また、信託報酬、売買委託手数料、監査費用などの費用をファンドが負担すること。
- ・ 有価証券の貸付による品貸料が発生すること。
- ・ 先物取引等のデリバティブ取引を利用した場合、当該取引の値動きとFTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の採用銘柄の一部または全部の値動きが一致しないこと。

#### ◇金融商品取引所で取引される市場価格と基準価額の乖離

当ファンドは東京証券取引所に上場され公に取引されますが、市場価格は、主に当ファンドの需要、当ファンドの運用成果および投資者が代替的な投資と比較して当ファンドが全般的にどの程度魅力的であるか、などの評価に左右されます。したがって、当ファンドの市場価格が、基準価額を下回って取引されるかまたは上回って取引されるかは予測することはできません。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券は、これらの影響を受けて価格が変動しますので、ファンド自身にもこれらのリスクがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

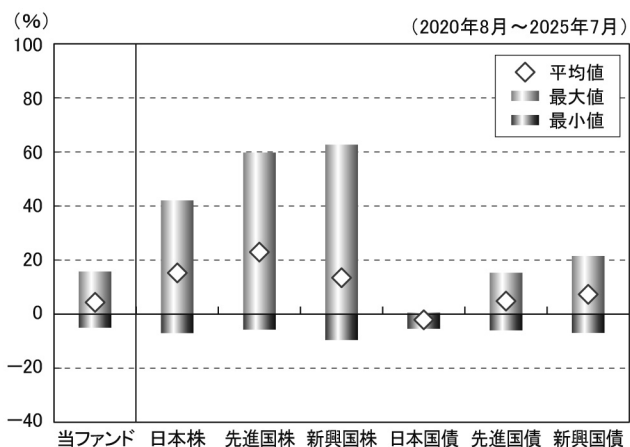
### リスクの管理体制

- 運用状況の評価・分析および運用リスク（流動性リスクを含む）の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は 2025 年 7 月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率 (%))

|     | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 平均値 | 4.4%  | 15.2% | 22.9% | 13.4% | -2.1% | 4.8%  | 7.3%  |
| 最大値 | 15.8% | 42.1% | 59.8% | 62.7% | 0.6%  | 15.3% | 21.5% |
| 最小値 | -5.1% | -7.1% | -5.8% | -9.7% | -5.5% | -6.1% | -7.0% |

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株…… TOPIX（東証株価指数）配当込み

先進国株…… MSCI-KOKUSAI インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株…… MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債…… NOMURA-BPI 国債

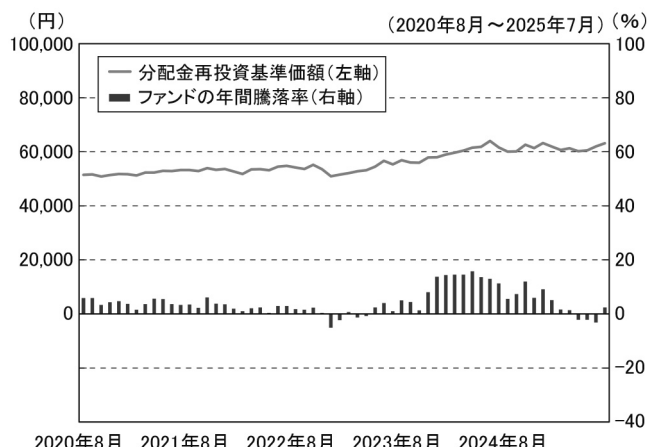
先進国債…… FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債…… JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド（円ヘッジなし、円ベース）

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2020年8月 2021年8月 2022年8月 2023年8月 2024年8月

※基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後の1口当たりの値です。

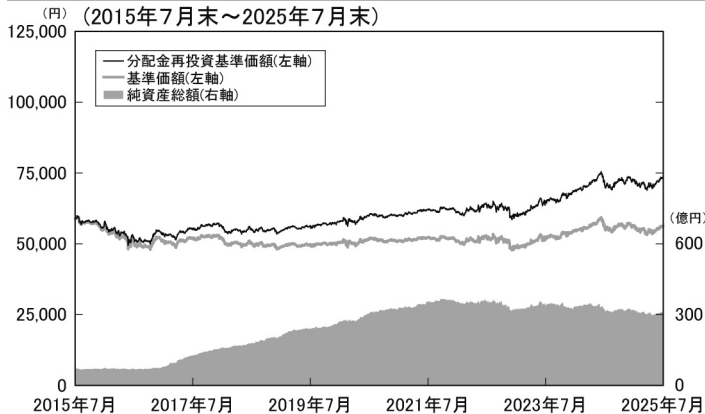
※分配金再投資基準価額は、2020年8月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

# 運用実績

2025 年 7 月 31 日現在

## 基準価額・純資産の推移



基準価額..... 56,316 円

純資産総額..... 311.04 億円

※基準価額は、運用管理費用（信託報酬）控除後の1口当たりの値です。  
※分配金再投資基準価額は、2015 年 7 月末の基準価額を起点として指数化しています。  
※分配金再投資基準価額は当ファンドに過去 10 年間、分配実績があった場合に、当該分配金（税引前）を再投資したものと計算した理論上のものである点にご留意ください。

## 分配の推移（税引前、1口当たり）

| 2025 年 3 月 | 2025 年 4 月 | 2025 年 5 月 | 2025 年 6 月 | 2025 年 7 月 | 直近 1 年間累計 | 設定来累計    |
|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|----------|
| 124 円      | 124 円      | 124 円      | 123 円      | 123 円      | 1,433 円   | 24,315 円 |

## 主要な資産の状況

### <資産構成比率>

| 組入資産                      | 比 率    |
|---------------------------|--------|
| 海外債券インデックスファンド（適格機関投資家向け） | 99.99% |
| マネー・オープン・マザーファンド          | 0.00%  |
| 現金その他                     | 0.01%  |

※対純資産総額比です。

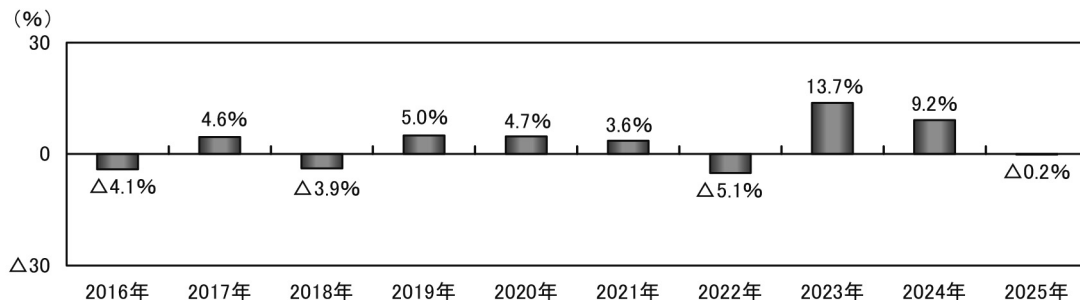
### <組入上位 10 銘柄>

海外債券インデックスファンド（適格機関投資家向け）

| 銘柄                 | 国・地域 | 種 類  | クーポン   | 償還期限             | 比 率   |
|--------------------|------|------|--------|------------------|-------|
| 1 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 2.875% | 2028 年 5 月 15 日  | 1.29% |
| 2 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 2.750% | 2028 年 2 月 15 日  | 1.19% |
| 3 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 2.375% | 2027 年 5 月 15 日  | 1.16% |
| 4 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 4.125% | 2027 年 1 月 31 日  | 1.11% |
| 5 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 4.125% | 2032 年 11 月 15 日 | 1.05% |
| 6 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 1.625% | 2029 年 8 月 15 日  | 1.00% |
| 7 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 4.625% | 2029 年 4 月 30 日  | 0.98% |
| 8 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 4.250% | 2030 年 1 月 31 日  | 0.97% |
| 9 US TREASURY N/B  | アメリカ | 国債証券 | 4.000% | 2030 年 2 月 28 日  | 0.96% |
| 10 US TREASURY N/B | アメリカ | 国債証券 | 2.375% | 2029 年 5 月 15 日  | 0.96% |

※海外債券インデックスファンド（適格機関投資家向け）の対純資産総額比です。

## 年間収益率の推移



※ファンドの年間収益率は分配金（税引前）を再投資したものと計算しております。

※2025 年は、2025 年 7 月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。  
※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位              | 200 口以上で販売会社が定める単位<br>※販売会社の照会先にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 購入価額              | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 購入代金              | 販売会社が指定する日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 換金単位              | 200 口以上 1 口単位<br>※販売会社によって異なる場合があります。<br>※保有する受益権口数が金融商品取引所の定める取引単位に満たない場合は、当該受益権の買取りの申込みができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                               |
| 換金価額              | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 換金代金              | 原則として、換金申込受付日から起算して 8 営業日目からお支払いします。                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 申込締切時間            | 原則として、販売会社の営業日の午後 3 時 30 分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。<br>※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。                                                                                                                                                                                                                      |
| 購入の申込期間           | 2025 年 10 月 11 日から 2026 年 4 月 10 日までとします。<br>※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 購入申込不可日           | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として購入の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>1) 購入申込日がファンドの計算期間終了日の 2 営業日前（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、購入申込日が当該計算期間終了日の 3 営業日前以降の 2 営業日間）となる場合<br>2) 購入申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合<br>3) 1) および 2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき           |
| 換金申込不可日           | 販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、原則として換金の申込みの受付は行ないません。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>1) 換金申込日がファンドの計算期間終了日の 6 営業日前以降の 5 営業日間（ただし、計算期間終了日が休業日の場合は、換金申込日が当該計算期間終了日の 7 営業日前以降の 6 営業日間）となる場合<br>2) 換金申込日が英国証券取引所の休業日、ニューヨーク証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日またはニューヨークの銀行休業日の場合<br>3) 1) および 2) のほか、委託会社が約款に定める運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れのあるやむを得ない事情が生じたものと認めたとき |
| 換金制限              | ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 委託会社は、投資対象とする投資信託証券への投資ができない場合、投資対象とする投資信託証券からの換金ができない場合、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。                                                                                                                                                          |
| 信託期間              | 無期限（2009 年 9 月 25 日設定）                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |

|         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 繰上償還    | <p>次のいずれかの場合等には、繰上償還します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合</li> <li>・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）が廃止された場合</li> <li>・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）の計算方法の変更などに伴って委託会社または受託会社が必要と認めた信託約款の変更が、書面決議の結果、行なわれないこととなった場合</li> </ul> <p>次のいずれかの場合等には、繰上償還することがあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ファンドの純資産総額が5億円を下回ることとなった場合</li> <li>・ 繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき</li> <li>・ やむを得ない事情が発生したとき</li> </ul> |
| 決算日     | 毎月 10 日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 収益分配    | <p>年 12 回、分配方針に基づいて分配を行ないます。</p> <p>※原則として受託会社が、毎計算期間終了後 40 日以内の委託会社の指定する日に、受益者があらかじめ指定した預金口座などに振り込みます。なお、受益者が取扱会社と別途収益分配金の取扱いに係る契約を締結している場合は、当該契約にしたがい支払われるものとします。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 信託金の限度額 | 5 兆円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 公告      | <p>電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。</p> <p>ホームページアドレス <a href="http://www.amova-am.com">www. amova-am. com</a></p> <p>※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
| 運用報告書   | 投資信託及び投資法人に関する法律により、運用報告書の作成・提供は行ないません。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| 課税関係    | <p>課税上は、上場証券投資信託として取り扱われます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度（NISA）の適用対象となります。</li> <li>・ 当ファンドは、NISA の対象ではありません。</li> <li>・ 配当控除の適用はありません。</li> <li>・ 益金不算入制度は適用されません。</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                   |

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|         |                                                                                                         |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入時手数料  | <b>販売会社が独自に定める額</b><br>※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。 |
| 換金時手数料  | <b>販売会社が独自に定める額</b><br>※詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※換金時手数料は、換金時の事務手続きなどに係る対価です。                           |
| 信託財産留保額 | <b>換金時の基準価額に対し 0.1%</b>                                                                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                          |                                                                                                                                                                                                                                       |                                  |       |
|------------------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------|-------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 当ファンド                    | ファンドの日々の純資産総額に対し年率 0.165% (税抜 0.15%) 以内<br>運用管理費用は、日々計上され、毎計算期末または信託終了のときに、<br>信託財産から支払われます。                                                                                                                                          |                                  |       |
|                  |                          | ＜運用管理費用の配分 (年率)＞<br>上記が税抜 0.15% (有価証券届出書提出日現在) の場合                                                                                                                                                                                    |                                  |       |
|                  |                          | 純資産総額                                                                                                                                                                                                                                 | 運用管理費用 (信託報酬) = 運用期間中の基準価額×信託報酬率 |       |
|                  |                          |                                                                                                                                                                                                                                       | 合 計                              | 委託会社  |
|                  |                          | 100 億円以下の部分                                                                                                                                                                                                                           | 0.15%                            | 0.12% |
| 100 億円超の部分       | 0.13%                    | 0.02%                                                                                                                                                                                                                                 |                                  |       |
|                  |                          | 委託会社                                                                                                                                                                                                                                  | 委託した資金の運用の対価                     |       |
|                  |                          | 受託会社                                                                                                                                                                                                                                  | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価          |       |
|                  |                          | ※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。                                                                                                                                                                                                               |                                  |       |
|                  | 投資対象とする<br>投資信託証券        | 純資産総額に対し年率 0.11% (税抜 0.1%) 程度                                                                                                                                                                                                         |                                  |       |
|                  | 実質的な負担                   | 純資産総額に対し年率 0.275% (税抜 0.25%) 程度<br>※投資対象とする投資信託証券の組入比率や当該投資信託証券の変更<br>などにより変動します。                                                                                                                                                     |                                  |       |
| その他の<br>費用・手数料   | 諸費用<br>(目論見書の<br>作成費用など) | ファンドの日々の純資産総額に対して年率 0.15% を乗じた額の<br>信託期間を通じた合計を上限とする額<br>目論見書の作成および交付に係る費用、監査費用、ファンドの上場<br>に係る費用、「FTSE世界国債インデックス (除く日本、ヘッジ<br>なし・円ベース)」の標章使用料などは、委託会社が定めた時期<br>に、信託財産から支払われます。<br>※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。                    |                                  |       |
|                  | 売買委託<br>手数料など            | 組入る有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、<br>借入金の利息、立替金の利息および貸付有価証券関連報酬 (有価証券<br>の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料に 0.55 (税<br>抜 0.5) 以内 (有価証券届出書提出日現在、税抜 0.5) を乗じて得た<br>額) などがその都度、信託財産から支払われます。<br>※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額など<br>を表示することはできません。 |                                  |       |

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

## 税金

個人投資者の場合の課税の取扱いです。

### 1) 受益権の売却時の課税

- ・売却時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

### 2) 収益分配金の受取り時の課税

- ・収益分配金は配当所得として、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

### 3) 解約金および償還金に対する課税

- ・解約時および償還時の差益（譲渡益）については譲渡所得として、20.315%の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

※確定申告等により、解約時、償還時および売却時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）と損益通算が可能です。また、解約時、償還時および売却時の差益（譲渡益）、収益分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限り、）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は 2025 年 10 月 10 日現在のもので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

対象期間：2025 年 1 月 11 日～2025 年 7 月 10 日

| 総経費率（①+②） | ①運用管理費用の比率 | ②その他費用の比率 |
|-----------|------------|-----------|
| 0.40%     | 0.16%      | 0.24%     |

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。）を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除した値（年率）です。

※その他費用は、投資先ファンドが支払った費用を含みます。

※投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。



Handwriting practice area with horizontal dashed lines.





